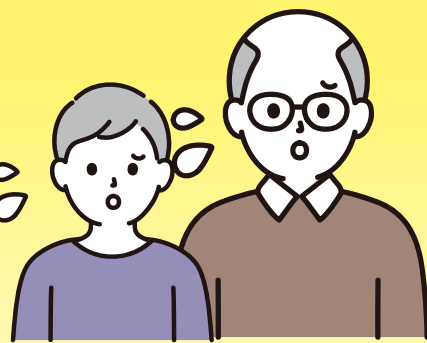


あなたの介護保険料が **未納**になっています!



介護保険料を滞納するとどうなるの?

いざ、介護が必要になったとき、あなたや家族が困ります。
災害などの特別な事情がなく保険料の滞納が続くと、次のような措置がとられます。
介護保険料は必ず納めてください。

納付期限を 過ぎると…

督促状や催告書が届きます。
滞納が続くと滞納処分（財産の差押など）を行う場合があります。



1年以上 滞 納

介護保険サービスを利用するときに、いったんサービス費用の全額（費用の10割）が自己負担になります。後日、市区町村へ申請することで、保険給付分が払い戻されます。

1年6ヵ月以上 滞 納

サービス費用の全額（費用の10割）のうち、保険給付分の払い戻しを市区町村へ申請した場合でも、保険料を完納するまでの間は保険給付分の支給が一時差し止められることがあります。

2年以上 滞 納

サービス費用の自己負担が3割または4割に引き上げられたり（保険給付の減額）、また、高額介護（予防）サービス費等の支給も受けられなくなります。

災害などの特別な事情で一時的に保険料を払えなくなった時は、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。介護保険グループまでご相談ください。

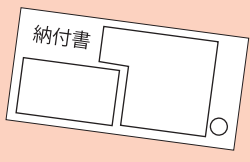
保険料の納付は **口座振替**が便利です

保険料の納付を口座振替にすれば、
納め忘れや金融機関などに行く必要がなく、
安心・便利です。



申込みに必要なもの

- 口座振替依頼書
- 介護保険料の納付書
- 通帳の届出印
- 預貯金通帳



これらを持って、**吹田市指定の金融機関**で手続きが必要です。

窓口へ



口座振替取扱金融機関

池田泉州銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、大阪厚生信用金庫、北おおさか信用金庫、みずほ銀行、のぞみ信用組合、三井住友銀行、北大阪農業協同組合、三菱UFJ銀行、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）、紀陽銀行、南都銀行、みなと銀行、京都信用金庫

（令和6年4月1日現在）

社会全体で 介護保険を支えています



介護保険はみなさんの保険料で
運営されています



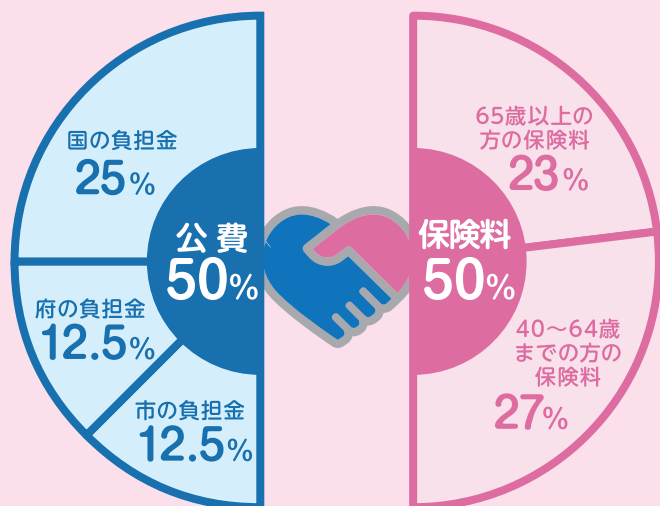
介護保険は、40歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を納め、
介護や支援が必要と認定されたときには、介護保険サービスを利用できる制度です。
誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



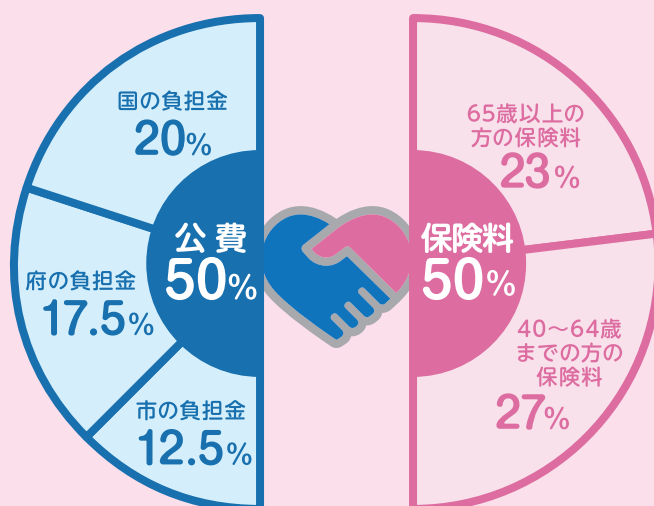
介護保険ではサービス提供のために必要な費用から、利用者負担を除いた額を
保険料と公費（国・都道府県・市町村）で半分ずつ負担しています。
被保険者一人ひとりの保険料が介護保険を支えています。



居宅給付費



施設等給付費



※国の負担金には、調整交付金が含まれています。
調整交付金は毎年交付率が変わります。

問い合わせ先

吹田市 福祉部 高齢福祉室 介護保険グループ
電話 06-4798-5023



吹田市役所
ホームページ

